

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

| | | | | | |
|-----|----------------|-------|----|-----|----------------------------|
| 分野名 | Ⅱ-2 資源循環型社会の構築 | 施策No. | 10 | 施策名 | 再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上 |
|-----|----------------|-------|----|-----|----------------------------|

| | | | | | |
|---|--|--|---|--|---------------------|
| 目的、内容 | 資源循環型社会の構築に向け、再生原料・再生可能資源の利用を促進するとともに、リサイクル率を向上する。 リサイクルに際しては、「リサイクルの質の確保と向上」の観点から、素材へのリサイクルなど繰返しリサイクルが可能により質の高いリサイクルを優先する。 2020年度目標：リサイクル製品を購入している府民の割合の倍増（約70%）、一般廃棄物のリサイクル率2008年度比倍増（約23%） （大阪府循環型社会推進計画の2015年度目標は、一般廃棄物（事業系資源化量含む）再生利用率29%、産業廃棄物再生利用率35%） | | | | |
| 副次的効果、外部効果等 | リサイクル製品のPRにより、リサイクル事業者や製品製造業者の事業振興を支援する効果が期待される。 府内産木材の利用促進は、林業の振興のほか、森林の適正な管理により、防災や生物多様性の確保の効果も期待される。 | | | | |
| 関係法令、行政計画等 | 循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源有効利用促進法、各個別リサイクル法、大阪府循環型社会形成推進条例 大阪府循環型社会推進計画（H24年3月策定、H27年度まで） 大阪府バイオマス利活用推進マスタープラン（H24年8月改訂、H32年まで） 家畜排せつ物利用促進計画（H21年5月策定、H27年度まで） 大阪府建設リサイクル推進計画2011（H23年3月策定、H27年度まで） 大阪府分別収集促進計画（第6期：H23～27年度） | | | | |
| 国等の政策、社会情勢等 | ①2012年7月、再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まり、廃棄物発電やバイオマス発電のより一層の導入促進が期待される。 ②2013年4月、レアメタルの世界的な需要増等を背景に、有用金属の回収を加速化させるため、小型家電リサイクル制度が始まる。 ③2013年5月、国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定。循環資源の高度利用と資源確保、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化等を掲げる。 | | | | |
| 施策実施に要したコスト（職員人件費を除く） | 事業のコスト（千円） | 2011年度（決算額） | 2012年度（決算額） | 2013年度（決算見込額） | |
| | 環境目的の事業費 | 707,095 | 21,125 | 2,160 | |
| | 環境以外の目的を含む事業費 | 493,302 | 52,124 | 346,100 | |
| | | 0 | 0 | 11,793 | |
| 取組指標及び実績（施策効果の定量評価） | 名称 | 把握方法 | 実績 | | |
| | ① リサイクル製品を選択する府民割合 | 府インターネットモニターアンケートを利用（※）。 | 34.3%（2009年）、58.5%（11年）、53.8%（12年）、48.9%（13年）と、横ばいの状況にある。 | | |
| | ② 一般廃棄物の再生利用率 | 毎年度の一般廃棄物処理実態調査により把握。 | 2010年度12.2%（事業系資源化量含むと18%） 2011年度12.1%、2012年度12.2% | | |
| | ③ 産業廃棄物の再生利用率 | 産業廃棄物処理実態調査により把握。前回は2010年度（概ね5年ごとに実施）。 | 2005年度32%、2010年度32% | | |
| | ④ 産業廃棄物の最終処分量 | 同上 | 2005年度67万トン、2010年度47万トン | | |
| ※本件モニターは無作為に選ばれたものではないため、得られたデータをそのまま府民全体に当てはめることはできない。 | | | | | |
| 工程表の進捗状況 [生産・流通] | 工程名 | 進捗状況* | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 | |
| | 再生原料・間伐材等の利用促進 | | | | |
| | リサイクル製品認定制度の普及 | ☆☆ | 再生品普及促進事業 | 認定製品数：279（2011年度）、281（12年度）、269（13年度） | |
| | 間伐材の利用促進（木材搬出促進のための基盤整備、木材一括搬出利用の仕組構築） | ☆☆ | 林道開設改良事業 | 森林管理の効率化、放置森林等荒廃森林の再生と適切な維持・保全を図るための基盤整備等を実施 | |
| | | | 林業活動促進地区制度 | 林業活動促進地区 2013年度末時点で4地区を認定 | |
| | | | 一園一室木のぬくもり推進モデル事業 | 保育所13園で内装の木質化を支援し、木材利用効果をPR | |
| | 建設発生土の利用促進 | ☆☆ | 大阪府建設リサイクル推進計画2011に基づく取組み | 建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率）2015年度90%を目標とし、建設発生土情報交換システムの積極的活用などの取組みを推進 | |
| | 下水汚泥の有効利用 | ☆ | 21世紀の大阪府下水道整備基本計画（Rose Plan）に基づく取組み | 下水道汚泥の有効利用率2025年度100%の長期目標に向け、焼却灰・スラグの資源化、技術開発、民間と協力した資源化製品の市場開拓と事業安定化等を推進 | |
| | [生産・流通] | 製造業者による取組みの促進 | | | |
| | 製造業者による新たな回収・再資源化等について情報発信 | ☆ | 循環型社会推進計画の推進 | 「おおさかりサイクル情報」のホームページで、府民、事業者、行政がリサイクルの情報を共有して取組めるように、リサイクルに関する情報や行政の取組みなどを紹介 | |
| | 製造業者の再生原料利用率向上の働きかけ | ☆ | 循環型社会推進計画の推進 | 資源有効利用促進法に基づき、製造業者が取組みを促進 | |
| | [消費] | 3Rの推進 | | | |
| | リサイクル製品認定制度の普及 | ☆☆ | 再生品普及促進事業 | なにわエコ良品ショップの監修、イベントの出展ブースにおける啓発活動等を実施 | |
| | 府民意識の向上（リサイクルフェアの実施） | △ | リサイクルフェア ごみ減量・リサイクル推進週間 3R推進月間 | リサイクルフェアは当初の目的を達成したことから2012年度で終了。 「おおさかりサイクル情報」のホームページで、府民、事業者、行政がリサイクルの情報を共有して取組めるように、リサイクルに関する情報や行政の取組みなどを紹介。 | |
| | [消費] | グリーン購入促進（府調達方針に基づく率先行動） | ☆☆ | 大阪府グリーン調達方針の運用 | グリーン調達方針の策定と、調達率の集計 |
| [消費] | 間伐材の利用促進 | | | | |
| 木材認証制度の導入 | ☆☆ | おおさか材認証制度（2012年度より） | 持続的な森林管理の下で適正かつ計画的に生産された大阪府内産材の利用を促進 認定事業者数13（2013年度末） | | |

| | | | | |
|---|----------------------------------|------------------------|---|--|
| [消費] | 公共事業における木材利用 | ☆☆ | 大阪府グリーン調達方針の運用 | 公共工事の資材として製材は「間伐材、林地残材又は小径木であること」等と規定。 |
| | 木質バイオマスの需要拡大・利用促進 | ☆☆ | バイオマス利活用推進事業 | 大阪府バイオマス利活用推進マスタープランに基づき事業者の取組みを支援 |
| | | | 森林整備加速化・林業再生事業 | 木質バイオマス燃料製造・運搬・利用施設の整備を補助 補助件数：1件（2011年）、2件（12年）、2件（13年） |
| | リサイクルの流れの飛躍的増加に向けた、適切な分別の徹底 | | | |
| | 官学連携による手法研究（市町村が取組みやすい手法の提示） | △ | 循環型社会推進計画の推進 | 府内市町村のごみ処理計画に係る課題や、その解決に有効な取組みについて整理。 |
| | 建設混合廃棄物の分別排出促進 | ☆☆ | 建設リサイクルの推進 | 届出と分別解体の指導、立入検査、届出済みシールの交付などを実施 |
| [消費] | リサイクル管理票制度の普及 | ☆☆ | | ホームページにおける周知、入力支援ソフトの提供 |
| | 市町村多量排出者届出制度を活用したリサイクル意識の徹底 | ☆☆ | | 一部の市町村において事業系一般廃棄物多量排出者届出制度を運用 |
| | 特定品目ごとのリサイクルの推進 | | | |
| | 家電リサイクル大阪方式の推進 | △ | 大阪府リサイクルシステム認定制度の創設（2012年11月施行） | 府内市町村で処理が困難な循環資源の収集運搬からリサイクルの実施までの一連の適正なりサイクルシステムを、申請により知事が認定する制度を運用。（現在、廃棄物処理法に基づく許可等を受けた業者による家電のリサイクルシステムを認定。） |
| | 食品リサイクルの推進 | ☆ | （該当事業なし） | |
| | 建設リサイクルの推進 | ☆☆ | 建設リサイクル法の円滑な施行 | 届出と分別解体の指導、立入検査、届出済みシールの交付などを実施 |
| [再生] | 優良な再生資源業者の育成 | | | |
| | リサイクル管理票制度の普及 | ☆☆ | | ホームページにおける周知、入力支援ソフトの提供 |
| | 再生事業者登録制度の推進 | ☆☆ | 再生事業者登録制度の推進 | 登録に係る審査・立入検査等、事業者への助言・指導を実施 府・市町村で組織する「大阪府再生資源事業推進協議会」を通じて再生資源の循環対策推進の事業を実施 |
| [再生] | 資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくり | | | |
| | 研究開発の支援・実施（技術評価制度改良） | ☆ | 該当事業なし | |
| | 研究開発の支援・実施（府研究機関における技術開発） | ☆☆ | 下水汚泥等バイオマス有効利用方法の検討 | 新たな減容化方法やエネルギー化方法等の研究開発を検討、実施。研究推進体制の構築。 木質バイオマス燃料製造販売事業化の可能性調査（2011年度） |
| | 研究開発の支援・実施（下水汚泥・水道残渣利用技術開発） | ☆☆ | 21世紀の大阪府下水道整備基本計画（Rose Plan）に基づく取組み | 下水道汚泥の有効利用率 2025年度 100%の長期目標に向け、焼却灰・スラグの技術開発等を推進 |
| | 広域的な一般廃棄物のリサイクルの推進 | ☆☆ | 大阪府リサイクルシステム認定制度の創設（2012年11月施行） | 府内市町村で処理が困難な循環資源の収集運搬からリサイクルの実施までの一連の適正なりサイクルシステムを、申請により知事が認定する制度を運用 |
| [再生] | 木材資源が再生される仕組の整備（間伐等適正な森林整備の推進） | ☆ | 森林造成事業、森林整備加速化・林業再生事業ほか | 間伐実施面積 2010-12年度：2,758ha 2013年度：700ha |
| ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗 | | | | |
| 評価 | 評価 | | | |
| | 施策目的の達成状況 | 一般廃棄物については計画以下の進捗 | 一般廃棄物に関する取組指標①②とともに横ばいの状況。 産業廃棄物に関する取組指標③④の2011～13年度の推移は不明であるが、取組指標③（再生利用率）の最新の実績（2010年度）はその前の実績（2005年度）とほぼ同じで、取組指標④（最終処分量）の最新の実績はその前の実績から大きく改善している。 | |
| | 事業・工程の進捗状況 | 一部は計画と異なる進捗、または計画以下の進捗 | 下水汚泥の有効利用、製造業者による取組みの促進、木材資源が再生される仕組の整備等について、計画以下の進捗。府民意識の向上、リサイクルに関する官学連携による手法研究、家電リサイクル大阪方式の推進について、計画とは異なる内容で進捗。 | |
| 計画見直し又は改善事項 | 見直し・改善点の有無 | | | |
| | 目標 | 無 | | |
| | 施策の方向・主な施策 | 有 | 「家電リサイクル大阪方式」⇒「大阪府リサイクルシステムの認定に関する規則」により認定した家電のリサイクル方式」に移行 | |
| | 工程表 | 有 | 「リサイクルフェア」（2012年度終了）⇒「ホームページでの各種情報提供等を実施」 | |
| | その他の改善事項 | 無 | | |
| 関係課室 | みどり都市環境室、循環型社会推進室、都市整備部、住宅まちづくり部 | | | |

| 環境総合計画部会委員による点検（所見） | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
|---------------------|---|--|---|
| | 概ね妥当であるが、事業に要したコストの変動が大きいこと、変動要因を明らかにしておくこと。施策は、府が直接関与するものと、他の主体の取組みに間接的に働きかけるものとに分けて考えることも有効ではないか。 | 概ね妥当であるが、資源効率性が上がってもリサイクル率が上昇するとは限らない。そのため、評価に当たり指標としているリサイクル率の変動にとらわれすぎず、資源効率性が上がっているかどうかを考慮するべきである。また、工程表の進捗状況で、仕組みを創設したことで「計画どおり」としている事業については、次回評価時には仕組みの運用で得られた効果をもって進捗状況を評価する必要がある。 | 工程について該当事業が無いケースは、計画自体に具体性が無いことが原因である可能性がある。工程の見直しに当たっては、具体的な工程とするか、または具体化を検討する期間や方法を記述するなどの対応をする必要がある。また、実効性のある事業が実施されるよう、事業の改善や入替えが進むように検討すべきである。 |

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

| | | | | | |
|-----|-----------------|-------|----|-----|-----------|
| 分野名 | II-2 資源循環型社会の構築 | 施策No. | 11 | 施策名 | 廃棄物排出量の削減 |
|-----|-----------------|-------|----|-----|-----------|

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|
| 目的、内容 | リデュースとリユースの推進により使用済みとなるものの発生量を削減することで、廃棄物排出量を削減する。 2020年度目標：産業廃棄物の最終処分量をさらに削減する（48万トン以下） 大阪府循環型社会推進計画の2015年度目標：一般廃棄物排出量（事業系資源化量含む）305万トン、産業廃棄物排出量1,565万トン | | | | |
| 副次的効果、外部効果等 | ①資源効率性の向上による、環境への負荷の低減。 ②焼却処理量の削減により、温室効果ガス排出量、ダイオキシン類排出量の削減に資する。大阪府地球温暖化対策実行計画（H24年3月策定、H26年度まで）において一般廃棄物の排出量目標（H27年度282万トン）を掲げている。 | | | | |
| 関係法令、行政計画等 | 循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源有効利用促進法、各個別リサイクル法、大阪府循環型社会形成推進条例 大阪府循環型社会推進計画（H24年3月策定、H27年度まで） | | | | |
| 国等の政策、社会情勢等 | 2013年5月、国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定。2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築等を掲げる。 | | | | |
| 施策実施に要したコスト（職員人件費を除く） | 事業のコスト（千円） | 2011年度（決算額） | 2012年度（決算額） | 2013年度（決算見込額） | |
| | 環境目的の事業費 | 246,906 | 220,984 | 345,585 | |
| | 本施策が主たる目的であるもの | 1,486 | 69 | 97 | |
| | 本施策が従たる目的であるもの | 0 | 1,309 | 0 | |
| 取組指標及び実績 （施策効果の定量評価） | 名称 | 把握方法 | 実績 | | |
| | ① 一般廃棄物の排出量 | 毎年度の一般廃棄物処理実態調査により把握。 | 2010年度346万トン（府民1人あたり1,064g/日） 2011年度345万トン（府民1人あたり1,060g/日） 2012年度341万トン（府民1人あたり1,053g/日） （事業系資源化量を含む排出量は2010年度370万トン） | | |
| | ② 産業廃棄物の排出量 | 産業廃棄物処理実態調査により把握。直近は2010年度（概ね5年ごとに実施）。 | 2005年度1,728万トン、2010年度1,450万トン | | |
| | ③ 産業廃棄物の最終処分量 | 同上 | 2005年度67万トン、2010年度47万トン | | |
| 工程表の進捗状況 | 工程名 | 進捗状況※ | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 | |
| | [生産流通] | 再生原料・間伐材等の利用促進 | | | |
| | | 生産工程における廃棄物発生原単位の抑制（多量排出者制度の活用） | ☆☆ | 多量排出事業者制度の推進 | 多量排出事業者の廃棄物処理計画、実施状況報告書の提出を指導。排出抑制の取組みを計画し、実績を公開。府所管域計画策定事業者数（工場・事業場）：のべ208事業所（2013年度） |
| | | 建設工事における廃棄物発生抑制（多量排出者制度の活用） | ☆☆ | 多量排出事業者制度の推進 | 同上 府所管域計画策定事業者数：延べ167事業者（2013年度） |
| | | 流通段階での排出削減（エコショップ制度の普及） | ☆☆ | 府内市町村の「エコショップ制度」の周知啓発 | 2012年度まで大阪府リサイクル社会推進会議において実施、2013年度以降は各市町村事業として継続している制度をホームページで周知実施 |
| | | レジ袋の削減（市町村と事業者との協定締結の促進） | ☆ | 循環型社会推進計画の推進 | 2013年度末現在で、2市が協定を締結 |
| | [生産流通] | 製造業者による取組の促進（製品の長寿命化、修理体制の整備、部品再利用等についての製造事業者への働きかけ） | △ | 循環型社会推進計画の推進 | 「おおさかりサイクル情報」のホームページで、府民、事業者、行政がリサイクルの情報を共有して取組めるように、リサイクルに関する情報や行政の取組みなどを紹介 |
| | [消費] | 3Rの徹底 | | | |
| | | レジ袋の削減（環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施） | ☆☆ | 環境にやさしい買い物キャンペーン | 毎年10月に、レジ袋削減、簡易包装を推進するキャンペーンを実施。2013年度4,548店舗参加。 |
| | | 中古住宅流通・リフォーム市場の拡大 | ☆☆ | 大阪府住宅リフォームマイスター制度 | 住宅建築関係団体等との協働で、住宅リフォームに関するアドバイスや、一定の基準を満たす住宅リフォーム関係事業者の情報提供などを実施 |
| ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画以下の進捗/△計画とは異なる事業内容で進捗 | | | | | |
| 評価 | 施策目的の達成状況 | 一般廃棄物については計画以下の進捗 産業廃棄物については順調に進捗している | 理由等 | 取組指標①は改善しているが、大阪府循環型社会推進計画の目標と比較して改善はわずかである。 取組指標②③の最新の実績は、その前の実績値と比較して大きく改善している。③は2020年度目標を達成している。 | |
| | 事業・工程の進捗状況 | 一部は計画と異なる進捗、または計画以下の進捗 | | レジ袋削減（市町村との協定締結の促進）について、計画以下の進捗。 製造事業者による取組みの促進について、計画とは異なる内容で進捗。 | |
| | 計画見直し又は改善事項 | 見直し・改善点の有無 | 見直し・改善点の内容等 | | |
| | 目標 | 有 | 2020年度目標：産業廃棄物の最終処分量48万トン以下 とする。 | | |
| | 施策の方向・主な施策 | 無 | | | |
| | 工程表 | 無 | | | |
| | その他の改善事項 | 無 | | | |
| 関係課室 | 循環型社会推進室、環境管理室、みどり都市環境室、住宅まちづくり部 | | | | |

| | | | |
|---------------------|--|----------------------|---|
| 環境総合計画部会委員による点検（所見） | 点検評価手法の適正さについて 概ね妥当である。ただし、5年おきの実態調査結果を実績とする産業廃棄物は、3年ごとの点検評価を順当に行うことができていない。実態把握手段として、マニフェスト交付状況報告のデータを併用することを検討してはどうか。 | 評価結果について 概ね妥当である。 | 計画の見直し又は改善方針について リデュース、リユースの観点からの施策内容をもう少し検討してはどうか。また、最近の国の動きで食品ロスの削減に省庁横断的に取り組んでいることも参考としてはどうか。 |
|---------------------|--|----------------------|---|

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

| 分野名 | II-2 資源循環型社会の構築 | 施策 No. | 12 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の徹底 |
|-------------------------|--|----------------------------|--|---|---------------|
| 目的、内容 | 廃棄物の適正処理を徹底する。不適正処理の新規事案は年度内に75%以上解決を図り、長期継続事案も解決を図る。電子マニフェストの普及に取り組むとともに、優良な処理業者の育成につながる顕彰制度導入等の検討を進める。 | | | | |
| 副次的効果、外部効果等 | 「健康で安心して暮らせる社会の構築」、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」に資する。 | | | | |
| 関係法令、行政計画等 | 循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、資源有効利用促進法、各個別リサイクル法、大阪府循環型社会形成推進条例 大阪府循環型社会推進計画（2012年3月策定、2015年度まで） 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（2004年3月策定、2016年度まで） | | | | |
| 国等の政策、社会情勢等 | ①2011年4月、改正廃棄物処理法が施行された。改正法では、排出事業者の適正処理対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策強化、産業廃棄物処理業の優良化推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進等が規定された。 ②2012年12月、2016（H28）年7月までにPCB廃棄物の処理を完了することができない見通しであることから、PCB特措法による処理期間が2027（H39）年度末まで延長。今後、国においてPCB廃棄物処理基本計画を改訂する予定。 ③2013年5月、国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定。廃棄物の適正処理等を掲げる。 | | | | |
| 施策実施に要したコスト（職員人件費を除く） | 事業のコスト（千円） | | 2011年度（決算額） | 2012年度（決算額） | 2013年度（決算見込額） |
| | 環境目的の事業費 | 本施策が主たる目的であるもの | 84,927 | 76,140 | 121,232 |
| | | 本施策が従たる目的であるもの | 120 | 115 | 115 |
| | 環境以外の目的を含む事業費 | | 0 | 0 | 0 |
| 取組指標及び実績 （施策効果の定量評価） | 名称 | 把握方法 | 実績 | | |
| | ① 産業廃棄物の不適正処理件数 | 年度内の府所管区域における不適正処理事案の把握件数。 | 316件（2011年度）、307件（2012年度）、286件（2013年度） 3ヶ年とも新規事案は年度内に75%以上解決するとともに、長期継続事案も解決を図っている。 | | |
| 工程表の進捗状況 | 工程名 | 進捗状況* | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 | |
| | [処理] 排出事業者による適正処理の徹底 | | | | |
| | 多量排出事業者制度の評価手法の確立 | ☆☆ | 多量排出事業者制度の推進 | 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画、実施状況報告書の提出を指導。府所管域計画策定事業者数（工場・事業場）：のべ208事業所（2013年度） | |
| | インターネット等による公表制度の確立 | ☆☆ | | 廃棄物処理法に定める多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量などに関する計画書等の作成について指導を行うとともに、提出された計画書等について、順次大阪府ホームページにおいて公開。 | |
| | 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立促進 | ☆☆ | | 多量排出事業者に対する計画書の公表や処理実績を踏まえた助言等を通じた減量化等の取り組みを促進するとともに、その他の排出事業者へも、マニフェスト交付状況報告書の確認、立入検査等により産廃の減量化・適正処理について指導 | |
| | 業界団体と連携した法規制等の周知徹底 | ☆☆ | 産業廃棄物排出事業者向け説明会（出前講座） | 業界団体等と連携した出張説明会の実施。2013年度12回実施 | |
| | 電子マニフェスト普及（2015年度に多量排出事業者（製造業等）、公共の普及目標100%） | ☆ | 電子マニフェスト使用の周知啓発 | 立入時や説明会の場などにおいて、電子マニフェストの使用を啓発 加入者数：排出事業者5,028（2013年度末）、3,512（12年度末）、2,946（11年度末） 普及率：多量排出事業者（製造業等）、公共 30%（2013年度末現在） | |
| | [処理] 優良な処理業者の育成 | | | | |
| | 優良処理業者の顕彰制度の導入等の検討、顕彰の実施 | △ | 優良産廃処理業者認定制度の運用 | 新環境総合計画策定後に施行された廃棄物処理法改正法に基づき、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性など優良基準に適合する産廃処理業者を認定する制度を運用。2014年2月時点で186業者を認定 | |
| | 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底 | ☆☆ | 産業廃棄物処理指導監督における指導 | 立入検査等において、混合廃棄物の分別・再資源化の徹底を指導。 | |
| | [処理] 有害廃棄物の適正処理の徹底 | | | | |
| | PCB廃棄物の適正処理（2016年7月処理完了） | ☆ | 「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づくPCB廃棄物の適正処理の推進 | 高圧機器等処理進捗率：78.9%（2013年度末）、73%（12年度末） 国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業（2012年度まで）：絶縁油のPCB測定費用の補助を実施 | |
| | アスベスト廃棄物の適正処理（建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検） | ☆☆ | 産業廃棄物処理指導監督における指導 | 建築物解体工事現場に対する指導の実施 立入検査件数 5件（2011年度）、43件（2012年度）、100件（2013年度） | |
| | 関係団体連携による感染性廃棄物の適正処理の徹底 | ☆☆ | 産業廃棄物排出事業者向け説明会（出前講座） | 医師会等と連携した感染性廃棄物適正処理に関する説明会の実施。2013年度6回実施 | |
| 焼却施設におけるダイオキシン類対策 | ☆☆ | 一般廃棄物処理指導監督における指導 | 市町村等の一般廃棄物焼却施設への立入検査の実施 立入検査件数 24件（2011年度）、24件（2012年度）、24件（2013年度） | | |

| | | | | |
|---|---|------------|--|--|
| [処理] | 不適正処理の未然防止、警察と連携等による迅速な解決 | ☆☆ | 産業廃棄物処理指導監督における指導 監視体制強化事業 | 焼却施設を有する事業者に対する指導の実施 立入検査件数 32件(2011年度)、21件(2012年度)、20件(2013年度) 警察と連携した監視パトロールによる不適正処理の発見と是正指導(2013年度の立入検査等の件数:746件) |
| | | | 放置自動車対策推進事業 | 府所有・管理地の放置自動車の抑制・迅速な処理 |
| [最終処分] | 最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保(次期広域処分場確保に向けた検討・調整、安定的な確保) | ☆☆ | 広域廃棄物処分場整備促進 | 「広域臨海環境整備センター法」に基づき、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス計画)を推進(2013年度から、次期計画の具体化を目指して検討している。) |
| ※進捗状況:☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画以下の進捗/△計画とは異なる事業内容で進捗 | | | | |
| 評価 | 施策目的の達成状況 | 順調に推移している | 不適正処理件数は減少傾向を示している。 | |
| | 事業・工程の進捗状況 | 一部は計画以下の進捗 | <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストの普及は、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の産廃処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さく導入を躊躇していること等から、その利用が進みにくい状況にある(2013年度末 全国平均35%)。なお、排出事業者が紙マニフェストについても交付等状況報告を毎年度行うことにより、マニフェスト交付排出事業者の処理状況を把握し、事業所への指導を行っており、施策目的達成に向け順調に取り組んでいるところ。 PCB 廃棄物の処理は国の処理期限延長の扱いもあり、計画の工程表以下の進捗。 2014年6月、国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたため、府の処理計画については2014年度中に変更案を作成する。 2015年度から安定器等の処理がJESCO北九州事業所で始まるなど、PCB 廃棄物の処理体制も見直しが行われている。 | |
| 計画見直し又は改善事項 | 見直し・改善点の有無 | 有 | 見直し・改善点の内容等 | |
| | 目標 | 有 | 2020年度目標:産業廃棄物の最終処分量48万トン以下 | |
| | 施策の方向・主な施策 | 有 | 製造業等事業者について、PCB 廃棄物、電子マニフェストの取組みを含め、施策目的の達成に向けてより確実かつ効率的に推進するよう見直しを検討。 | |
| | 工程表 | 有 | 建設業者については引続き、建設業者を対象に実施する建設リサイクル法説明会、産業廃棄物処分業許可申請手続等の機会を捉えて、電子マニフェストの導入促進に向けて周知・啓発を行う。 | |
| | その他の改善事項 | 無 | | |
| 関係課室 | 循環型社会推進室、環境管理室 | | | |

| | | | |
|---------------------|--|----------|---|
| 環境総合計画部会委員による点検(所見) | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
| | 概ね妥当であるが、放置自動車対策推進事業については実施内容を具体的に記述すべき。 | 概ね妥当である。 | 概ね妥当である。なお、電子マニフェストについては、府の役割ではないが、無料アプリを普及させて大幅に利便性を上げるようなことでもしなければ、今以上の普及拡大は難しいのではないかと。 |